

# お知らせ

## 兵庫県立病院の助産費用にかかる消費税相当額の自主返金について

兵庫県立病院では、これまで特別病室の料金を消費税が非課税となる場合（助産費用）と、課税となる場合（助産以外）で同一の料金を徴収しておりましたが、利用料金の明確化、利用者の利便性の向上を図るため、令和6年3月1日より特別病室の料金に課税・非課税の区分を設けて徴収することとなりました。

つきましては、これまで徴収しました助産にかかる特別病室の利用料金のうち消費税相当額を自主返金いたします。

### ■返金対象等

兵庫県立病院のうち助産（妊娠・出産）に伴う特別病室の利用料金をお支払いされた方  
※消費税相当額を含むものに限る。

### ■返金額

特別病室の料金のうち消費税相当額

（例）1人1日につき10,500円の特別病室の場合 954円

### ■返金手続き

返金は口座振込みにより行います。

対象の方へ、順次通知（通知書・口座振替依頼書・添付用紙等）を送付しますので必要事項等記載のうえ同封の「返信用封筒」に封入し郵便ポストへ投函して下さい。

**お手数をおかけしますが、返金手続きを行って頂きますようよろしくお願い申し上げます。**

**今後は料金の制定・徴収を適正に行い、再発防止に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。**

**なお返金対象の方へ通知が届かない場合は、以下の問い合わせ先へお申出下さい。**

### ◆問い合わせ先◆

兵庫県立淡路医療センター 医事企画課

TEL：0799-22-1200

令和6年3月1日  
兵庫県立淡路医療センター